

労働者派遣事業に係わる情報提供

対象期間：2024年9月1日～2025年8月31日

■平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第23条第5項）。

事業所名称	株式会社エム企画
事業所在地	豊橋市中郷町27-1
派遣労働者の数	9人
派遣先の数	5社
労働者派遣に関する料金額	14,800円（1日8時間当たりの平
派遣労働者の賃金額	9,820円（1日8時間当たりの平均）
マージン率	33.60%

■マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費について

マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、派遣会社の事業運営に必要となる経費は派遣労働者の賃金だけではありません。派遣労働者の賃金以外に必要な経費には、主に以下のようなものがあります。

派遣労働者の社会保険料⇒ 派遣労働者の社会保険は、保険料の約半分を雇用主である派遣会社が負担しています。

派遣労働者の有給休暇費用 派遣労働者が有給を取得した際の賃金は派遣会社が負担しています。

派遣労働者の募集に必要な募集広告費、スキルアップ支援のための教育費、福利厚生費などの費用が発生します。

その他にも社員の人件費、事業運営に必要なシステムの維持費、オフィスの家賃など事業運営のために必要な経費があります。

■労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別

労使協定の締結の有無	有（労使協定方式）
協定労働者の範囲	全ての派遣労働者
協定書の有効期間終期	2026年3月31日

■派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項 ※参考:昨年度実施分

訓練種別	対象者となる派遣労働者	訓練方法	訓練費用負担額	賃金支給
	雇入時・派遣中・待機中など	OJT・OFF-JT	無償・有償	有給・無給
運転技術訓練	派遣中	OFF-JT	無償	有給
安全とリスク管理	派遣中	OFF-JT	無償	有給
事故対応訓練	派遣中	OFF-JT	無償	有給

■キャリアコンサルティング相談窓口の連絡先

相談窓口 代表取締役 原田正洋 0532-34-0861